

Ⅱ. 事業理解のために

— キーワードで読み解く米山記念奨学事業 —

米山記念奨学会では、毎年、米山月間資料として『ロータリー米山記念奨学事業・豆辞典』を発行しています。事業についての基本的な情報はすべて網羅されており、また、米山月間前に全会員数分を各クラブにお送りしますので、クラブで米山記念奨学事業について説明する際のテキストとして使っていただくことができます。

ここでは、豆辞典の内容に沿って、各章のポイントになる事柄をご紹介します。クラブの皆さんの前で説明する前に、まずは、ご自身の事業についての知識をもう一度整理してみてください。

1. 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会とは

日本に在留している外国人留学生に対し、日本全国のロータリアンの寄付金を財源として、奨学金を支給して支援する民間の奨学団体です。



日本の全ロータリー地区が共同でつくり運営する奨学財団です

- ◆ 「米山記念」と米山梅吉氏の名前を冠していますが、米山家の資産をもとにつくられた財団ではありません。
- ◆ 静岡県駿東郡長泉町の（公財）米山梅吉記念館とは別法人であり、それぞれ独自の理事会によって運営されています。
- ◆ 米山記念奨学会の財源は、全国のロータリアンからの寄付金であり、理事会は全 34 地区から選出された理事で構成されています。



奨学金の支給対象は、日本の大学・大学院で学ぶ外国人留学生です

- ◆ 毎年、全国で 800 人以上の私費外国人留学生を採用し、日本のロータリアンとの交流によって、将来、日本と世界とを結ぶ懸け橋となる人材を育てています。
(日本人留学生の派遣は行っていません)

2. 米山記念奨学会のあゆみ

豆辞典 P.1-2 参照



60 年以上の歴史をもつ日本のロータリー独自の国際奨学事業です

- ◆ 1952 年、日本で最初に設立されたクラブ、東京ロータリークラブが、日本のロータリーの創始者と呼ばれる米山梅吉氏の功績を記念して始めた国際奨学事業が、国内の全ロータリー地区の合同事業に発展したものです。

- ◆ 事業の構想が発表された 1952 年には日米間協定によるフルブライト奨学金が、またタイから第 1 号奨学生を迎えた 1954 年には日本政府による国費外国人留学生奨学金がそれぞれ始まりました。戦後の復興の道を歩み始めた当時の日本にとって、二度と戦争の悲劇を繰り返さないために、世界の国々との人物交流を深める必要性を多くの人が感じていた時代でした。このような時代背景のもと、ロータリー米山記念奨学事業は、留学生が平和を求める日本人と出会い、信頼関係を築くことを目的に始められ、「日本のロータリーに最もふさわしい国際奉仕事業」と高く評価されて、全国に拡大していきました。



2017 年 7 月に財団設立 50 周年を迎えました

- ◆ 1967 年 7 月 1 日、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て、財団法人ロータリー米山記念奨学会が設立されました。その後、新公益法人制度が施行されたことに伴って、公益財団法人への移行申請を行い、2012 年 1 月 4 日付で、新たに「公益財団法人ロータリー米山記念奨学会」としてスタートしました。多くの会員による永年のご支援のおかげで、2017 年 7 月 1 日、財団法人設立から 50 年という節目を迎えることができました。

3. 米山記念奨学事業の特長

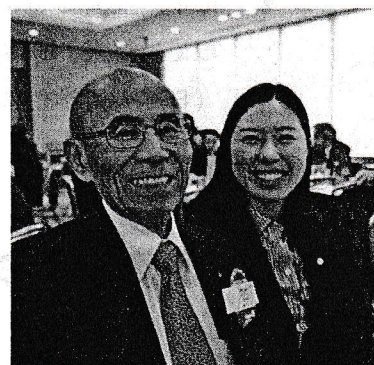
豆辞典 P.3-4 参照

“日本と世界とを結ぶ「懸け橋」となり、ロータリー運動の良き理解者となる人材を育成する”
— それが、米山記念奨学事業の使命です。



事業の神髄：世話クラブ・カウンセラー制度

- ◆ 奨学生一人ひとりに、地域のロータリークラブから世話クラブが選ばれ、さらにその会員の中からカウンセラーが付いて、奨学生との交流を深め、彼らの日本での生活が心豊かなものになるよう配慮しています。
- ◆ この奨学事業は、その成り立ちから、「交流」を目的としたプログラムと言えます。それを実現するための制度が「世話クラブ・カウンセラー制度」です。
奨学生は、ロータリアンとの交流を通じて、奉仕の精神に触れ、自らの精神を磨いて、人生観・職業観を高めます。また、ロータリアンにとっても、金銭的な支援だけでは得られない感動と、事業への深い理解が生まれて、さらなる支援への意欲を盛り立てます。
奨学生、ロータリアン双方にとって、大きな感動を生む事業だからこそ、日本最大の民間奨学事業にまで成長したのでしょう。「世話クラブ・カウンセラー制度」は、米山記念奨学事業の神髄です。





民間最大の国際奨学事業です

- ◆ 2018 学年度の奨学生採用数は 852 人。外国人留学生に奨学金を支給する民間奨学団体は数多く存在しますが、多くの奨学団体の採用数は年間数名から数十名規模で、ロータリー米山記念奨学会の採用規模は突出しています。国内では民間最大規模の国際奨学事業です。



国際ロータリーの認める多地区合同活動

- ◆ 米山記念奨学事業は、日本のすべての地区が関わる「多地区合同活動」として、『ロータリー章典』の定めるすべての手続きを完了しています。

【新マーク1】

Rotary

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会
ロータリー日本国内全地区合同プロジェクト



公益財団法人ロータリー米山記念奨学会の発行する印刷物などには、国際ロータリー理事会の定めにより、当財団が日本国内の全地区による合同プロジェクトである旨を付記したロータリーマークを使用しています。
(2015 年 7 月より新マークになりました)

【新マーク2】

Rotary



公益財団法人
ロータリー米山記念奨学会
ロータリー日本国内全地区合同プロジェクト

4. 寄付金と財政の状況

豆辞典 P.5-6 参照



いただいた寄付は奨学事業に使います

【解説:2017 年度決算収支の全体像】

(金額は、百万円未満切り捨て)

<収入の部>

- 寄付金収入は 14 億 3,300 万円と、前年度から約 6 千万円の増加となりました。昨年度はロータリー米山記念奨学会の財団設立 50 周年記念の年であり、多くの方々から支援をいただきました。
- 2016 年度に譲渡された有価証券の配当金は、奨学金として使用します。

<支出の部>

- 奨学事業費は 14 億 500 万円となりました。2018 学年度は前年度から 40 人増 (820 人枠) としたため、奨学金や補助費が増加しました。
- 事業費のうち、奨学金が 11 億 6,800 万円で最も多く、奨学金以外の事業費 2 億 3,600 万円のうち、地区と世話クラブへの補助費、奨学生への記念品、学友会への補助費などが 1 億 2,900 万円です。また、事業の広報や寄付増進にかかわる費用が 2,200 万円です。事業費には、奨学事業にかかわる人件費 6,000 万円が含まれています。(なお、昨年から増加しているのは、業務の実態に合わせて、管理費との按分比率を変更したためです)



極めて高い公益性

- ◆ 費用に占める事業費の割合が大きいほど、「公益性が高い」とみなされます。新公益法人の基準では、事業費割合が5割以上であることが求められます。米山記念奨学会では、当期費用合計（14億5,500万円）に対する事業費（14億500万円）の割合が96.5%となっており、公益性が極めて高いことが示されています。



個人平均寄付額は前年度から増加、特別寄付者割合は過去最高

- ◆ 個人平均寄付額（寄付総額を会員数で割った額）は16,068円と、前年度の15,435円より増加しました。また、特別寄付者割合（個人として特別寄付をした会員の割合）も前年度より1.8%増え、過去最高の45.4%に上りました。



寄付金収入の増加に伴い、採用数を増やしています

- ◆ 寄付金収入に見合った支援規模とするために、2013学年度に奨学生採用数（枠）の引き下げ（800人から700人）を行いました。以後、寄付金収入は増加傾向にあり、奨学生の数も毎年増員されています。2018学年度は852人と、6年ぶりに800人の大台を超えました。
- ◆ 余剰金は「奨学事業安定積立資産」に積み立て、奨学事業の推進のために、計画的に払い出していきます。
- ◆ 2019学年度の採用数は、2018学年度の820人（枠）からさらに30人増員し、850人（枠）の奨学生を支援することを決定しました。

【解説：2017年度末の資産合計】

- 2018年6月末現在の総資産合計は、約103億8,000万円となりました。基本財産が50億円、奨学資金特別積立資産が約41億円、奨学事業安定積立資産が約8億円、流動資産他が約4.6億円です。
- 当会の資産運用は、「資産運用規程」において、「基本財産は、元本償還が確実なもので運用する」「特別積立資産は、元本償還の確実性が高く、かつ収益性も鑑みた方法で運用する」と定められています。実際の運用方針は、理事長の委嘱を受けた財務委員会で検討され、常務理事会・理事会の承認を得て決定しています。

5. 奨学金プログラム

豆辞典 P.7-8 参照



主な米山奨学金プログラムの募集・選考には、指定校推薦制度が導入されています

<奨学金一覧>

(2018 年 4 月～19 年 3 月)

ロータリー米山奨学金一覧	月額	期間	募集システム	人数
1.学部課程(YU)	10 万円	最長 2 年	指定校推薦	788 人
2.修士課程(YM)	14 万円			
3.博士課程(YD)	14 万円			
4.地区奨励	7 万円	1 年		16 人
5.クラブ支援(CY)	14 万円	6 カ月/1 年	世話クラブ推薦	12 人
6.海外応募者対象	10 万円: (学部生) 14 万円: (大学院生)	2 年	公募 (2019 学年度から 正規プログラムに移行)	31 人
7.海外学友会推薦	14 万円 (渡航・住居費別)	1 年	海外学友会推薦 (現状の対象学友会は、 台湾・韓国のみ)	5 人

- ◆ 指定校推薦制度は、地区が選定した指定校から優秀な学生を推薦してもらい、推薦された候補者を地区が面接・選考するものです。地区は推薦の基準（国籍割合や学年、専攻など）を指定校に提示できます。
- ◆ 地区奨励奨学金は、大学・大学院以外の教育機関（短大・高専など）に在籍する留学生を対象としています。奨学金額が大学院生の半額である代わりに、1 人の枠で 2 人採用できます。近隣に大学のない地域にも世話クラブを広げられるという利点もあります。



大学から推薦された候補者をロータリアンが面接選考して、合格者を決定しています

- ◆ 例年 7 月に、各地区の選考委員会が指定校を決定します。
指定校から推薦された候補者を、各地区のロータリアンが面接選考して合格者を決定しています。(約 3 人に 1 人が合格します)

6. 米山学友の活躍

豆辞典 P.9-16 参照



米山学友は約2万人。多くの学友がアジアを中心に活躍しています

- ◆ 母国に戻ってその発展に尽くす人、母国と日本の懸け橋として活躍する人、世界平和と国際理解のために貢献する人など、米山学友はさまざまな活躍をしています。



米山学友を中心に設立されたクラブは、台湾に2つ、日本に3つあります

- ◆ 1995年創立の台北東海ロータリークラブ(RC)は、台湾に帰国した米山学友が力を合わせて立ち上げた初のクラブです。日本語を公用語として、日本との親善交流に尽力しています。2007年には、米山学友を中心に台中文心RCも誕生しました(公用語は中国語)。
- ◆ 日本では2010年、第2750地区に国内初の米山学友を中心としたクラブ、東京米山友愛RCが創立。2012年6月には、その子クラブとして、東京米山ロータリーEクラブ2750が設立されました。また、2013年11月に加盟承認された第2770地区のさいたま大空RCは、創立会員全員が、財団学友と米山学友によって構成されています。
- ◆ 韓国では2016年3月に、創立会員31人がすべて米山学友という「韓国米山セソウル・ロータリー衛星クラブ」が設立されました。数年以内に正式なクラブに移行する予定です。



米山学友会は、国内に33、海外に9つ設立されています

- ◆ 学友会とは、学友と現役奨学生によって組織される米山記念奨学生の同窓会組織です。奨学期間終了後も地区と連携しながら、ロータリアンと学友が継続して交流を深めるイベントや、さまざまな地域奉仕活動を企画し、活動しています。
- ◆ 海外には、台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマーの9つの米山学友会があります。
- ◆ 正式な学友会ではありませんが、ベトナムには米山学友ネットワークがあり、主にホーチミン市で、児童養護施設や高齢者福祉施設などへの支援活動を行っています。
- ◆ 最近では、他の地区や海外の米山学友会とも交流して活動を学び合い、協同で奉仕活動を行うなど、米山学友会同士が国や地区を越えて横の連携を図っています。

7. 米山記念奨学会への寄付について

豆辞典 P.17-21 参照

※詳しくは、合冊の「米山寄付金マニュアル」をご参照ください



米山への寄付には「普通寄付金」と「特別寄付金」の2種類があります

- ◆ 普通寄付金は、半期に一度、各クラブで決まった一人分の金額を会員数分ご送金いただくご寄付です。

- ◆ 特別寄付金は、任意でいただくご寄付で、個人寄付・法人寄付・クラブ寄付の3種類があります。累計額に応じた表彰制度があります。ご寄付は、おいくらからでもご送金いただけます。



特別寄付には表彰制度があります

- ◆ 累計 10 万円で第 1 回米山功労者となります（以降、10 万円ごとに表彰）。
- ◆ 累計 20 万円から 90 万円まで、第 2～9 回米山功労者マルチプルとなります。
- ◆ 累計 100 万円で、第 10 回米山功労者メジャードナーとなります。（以降、10 万円ごとに表彰 ※感謝状以外の表彰品は 100 万円ごと）
- ◆ 表彰品が不要な方は、その旨をクラブ事務局に伝えていただければ、辞退することが可能です。



すべての寄付金に税制優遇が受けられます

- ◆ ロータリー米山記念奨学会は内閣府より「公益財団法人」の認定を受けているため、当会への寄付金には、所得税（個人）、法人税（法人）の税制優遇が受けられます。また、相続税も非課税となります。

注目

- ◆ 2012 年 1 月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「**税額控除**」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。税額控除は、所得税率にかかわらず、寄付額の約 40% の金額が所得税額から控除されるもので、所得控除よりも控除額が大きくなることがあります。

注目

- ◆ 税制優遇は、以前は特別寄付金のみが対象でしたが、2010 年度より当会指定の書式で会員氏名等のデータをご提供いただければ、普通寄付金にも申告用領収証を発行することができるようになりました。ただし、11 月末日までに、当会ホームページの専用フォームから会員氏名等のデータをアップロードしていただく必要があります。昨年度は、全国の 931 クラブから申請をいただきました。（特別寄付金の申告用領収書は、自動発行します）

- ◆ 確定申告用の領収書は、毎年 1 月末までにクラブ宛にお送りします。

8. 地区別割当数



寄付が増えると、地区で採用できる奨学生の数が増えます

豆辞典 P.22-23 参照

- ◆ 各地区あたり奨学生を何人採用できるかは、概ね地区の寄付関連指標の全国比によって決定されます。2019 学年度の各地区奨学生割当数は、2018 学年度と同様、各地区の「寄付金総額」（50%）、「個人平均寄付額」（30%）、「特別寄付者割合」（10%）、「有資格者数」＝米山奨学金の対象となる留学生数（10%）の各要素の全国比によって算出されます。